

## 令和6年度教育旅行視察・下見支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この事業は、学校の教職員が教育旅行の行き先を検討するに当たって島根県へ視察や下見に訪れる場合の費用（以下「費用」という。）を助成することにより、島根県への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

### (助成対象要件)

第2条 助成対象となる視察や下見は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 令和5年度に教育旅行で来県していない島根県以外にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教職員による教育旅行（学校教育活動の一環として行う修学旅行や研修旅行等）の行き先を検討するための視察や下見であること。林間学校や臨海学校などの学校行事で行う青少年教育施設等のみの視察や下見は対象外とする。
- (2) 令和6年4月1日（出発日）～令和7年3月31日（帰着日）の間に行われること。
- (3) 島根県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) 過去に本交付要綱に基づく費用が助成されていないこと。
- (5) 視察や下見に公益社団法人島根県観光連盟（以下「連盟」という。）または地元市町村の観光協会等が原則随行すること。
- (6) 帰省後、訪問レポートや領収書の写し等の必要書類が提出できること。

### (助成対象費用及び額)

第3条 助成対象となる費用は次に掲げるものとし、1校につき10万円を上限に実費から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1（1円未満切り捨て）を助成するものとする。なお、視察や下見が島根県を含む複数の都道府県にわたる場合の助成対象は、島根県に係る部分を原則とする。

#### (1) 交通費

- ・公共交通を利用した場合の県外からの移動費（航空券代、JR代、高速バス代）
- ・公共交通を利用した場合の県内移動費（境港～隠岐間を含む）
- ・レンタカー代（ガソリン代を含む）
- ・高速道路利用料

(2) 島根県内の宿泊費（アルコール等の飲料代は除き、朝食代、夕食代込みで1人当たり1万5千円を上限）

#### (3) その他、諸経費

- ・施設入場料
- ・体験料
- ・ガイド料
- ・駐車場代

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、島根県を訪れる20日以上前に、次の書類を添付の上、視察・下見支援申請書(様式第1号)を連盟まで提出しなければならない。

(1) 行程がわかる資料

2 前項の規定による申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 連盟は、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成をすることに決定したときは、視察・下見支援決定通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下「助成決定者」という。)に通知する。

(実績等の報告)

第6条 助成決定者は、島根県を訪問した後、20日以内(令和7年3月31日を越える場合は、令和7年3月31日まで)に、次の書類を添付の上、視察・下見支援実績報告書兼精算書(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。

(1) 訪問レポート(別紙1)

(2) 精算金額報告書(別紙2)

(3) 領収書の写し

(助成金の支払い)

第7条 連盟は、前条による視察・下見実績報告書兼精算書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、助成が適正であると認めたときは、支払金額を確定し、視察・下見支援支払通知書(様式第4号)により助成決定者に通知するとともに速やかに指定された口座へ支払うものとする。

(助成の決定の取消)

第8条 助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、連盟が求める書類等の提出がされないとき等は、助成の決定を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 本書に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。